

## 広島県公安委員会告示第65号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である一般財団法人広島県交通安全協会から同規則第5条第1項第1号に掲げる代表者の変更について届出があったので、同規則第7条第2項の規定により公示する。

平成24年8月9日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

### 1 変更の内容

新代表者 金 井 誠 太

旧代表者 井 卷 久 一

### 2 変更年月日

平成24年6月26日